

1. 議 事 日 程 (2 日 目)

(平成23年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成23年9月26日

9時03分 開 議

於 議 場

日程第1	会期の延長	7
日程第2	諸報告	8
日程第3	報告第17号 専決処分(平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号))した事件の承認について	10
日程第4	議案第40号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例	11
日程第5	議案第41号 那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第6	議案第42号 那智勝浦町暴力団排除条例	15
日程第7	議案第43号 平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号)	17
日程第8	議案第44号 平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)	33
日程第9	議案第45号 平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第1号)	35
日程第10	議案第46号 平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	36
日程第11	議案第47号 平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第1号)	37
日程第12	議案第48号 平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第1号)	38
日程第13	議案第49号 財産の取得について	42
日程第14	議案第50号 財産の取得について	43
日程第15	議案第51号 財産の処分について	44
日程第16	議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	46
日程第17	議案第53号 教育委員会委員の任命について	47
日程第18	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	47
日程第19	諮問第2号 人権擁護委員の推薦について	48
日程第20	陳情の取下げ	49
	陳情受理番号23年1 下里保育所建設に当たり新たな津波対策を求める 陳情	49
日程第21	請願、陳情の委員会付託について	50

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 左 近 誠

2 番 荒 尾 典 男

3番	下崎弘通	4番	森本曦夫
5番	曾根和仁	6番	湊谷幸三
7番	田中幸子	8番	東信介
9番	田中植	10番	山縣弘明
11番	中岩和子	12番	引地稔治

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	笠松昭紀	消防長	小脇邦雄
参事 (総務課長)	潮崎有功	会計管理者	宮本洋和
病院事務長	八木敦哉	税務課長	濱口博之
住民課長	寺本資久	福祉課長	福居和之
観光産業課長	瀧本雄之	建設課長	塩地勇夫
水道課長	上地清曦	教育次長	小玉常夫

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	藪本活英
事務局副主査	加味根涼
事務局副主査	脇地健

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

報道各社から議場での写真撮影及びテレビ撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行き、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

再開に先立ちまして、去る9月3日から4日にかけての台風12号により被災されました皆様に心からのお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りし、慎んで黙祷をささげたいと思います。

皆様、御起立をお願い申し上げます。

○事務局長（藪本活英君） 黙祷。

〔黙 祷〕

○事務局長（藪本活英君） ありがとうございました。どうぞ御着席ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時03分 開議

○議長（森本昇夫君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会期の延長

○議長（森本昇夫君） 日程第1、会期の延長を議題とします。

現在、町当局は台風12号による災害の対応に全力で当たっており、説明員の出席を求めた上での議会審議は困難であると議長は考えております。そのため、本定例会の議事日程等について議会運営委員会で協議を行っていただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） 本定例会は今年6日より10月7日までの32日間の予定でしたが、当局より台風12号の被害が甚大なため議会対応が困難との理由で再度の会期延長の要請があり、去る24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果、会期をさらに21日間延長し、10月28日までの53日間の予定ということにいたしました。

議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

9月27日火曜日、休会、休日。この9月27日一般質問通告締め切りと書いてありますが、私

の資料では、皆さんのはどうなってるか知りませんが、これは26日一般質問通告締め切り、17時ということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

○議長（森本昇夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は10月28日までの21日間延長したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、会期は10月28日までの21日間延長することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（森本昇夫君） 日程第2、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

議員各位には、このたびの台風12号災害への対応として、第3回定例会の会期延長、審議日程の変更等、災害復旧対策のために御配慮いただきましたこと、まことにありがとうございます。

本日、議会の再開に当たり、議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、台風12号関連の報告を行います。

初めに、台風12号による土砂災害、水害により不幸にも犠牲となられました方々の御冥福と行方不明になられた方々の一日も早い発見をお祈り申し上げます。また、家屋の流出等の被害を受け、不自由な避難所生活を送られている方々あるいは床上、床下浸水、家財の流出、農地の冠水等の被害を受けられた方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

台風12号は9月3日10時ごろに高知県に上陸し、その後ゆっくり北上して、四国、中国地方を横断し、4日未明に日本海へ進みました。台風の動きが遅かったため、広範囲で雨が降り続き、特に紀伊半島を中心に大量の降水量を記録し、本町では全域で家屋等に浸水被害が発生しました。特に、那智川沿いでは土砂災害、河川のはんらんにより23名の方がお亡くなりになり、いまだに3名の方が行方不明となっております。被害状況については、いまなお調査中ですが、家屋の床上浸水1,504軒、床下浸水962軒等、被害は全町域に及び、道路の損壊、鉄道橋梁流出のほか、水道、電気、電話等のライフラインも長期間ストップするなど、甚大な被害となっております。また、観光業、農林水産業等、産業へも甚大な影響があります。

この間、避難所開設、救援物資配布、給水活動、被災ごみ集積所開設、防疫薬剤の散布及び配布、被害状況調査等を町職員総出で行い、また自衛隊の災害派遣、国土交通省の道路、河川、砂防等専門家派遣、県や自治体からの職員派遣をいただきましたが、まだまだ復旧までの道のりは遠いと言わざるを得ません。野田首相を初め、平野防災担当大臣、奥田国土交通副大

臣、仁坂知事等、多数の視察を受け、災害状況を説明し、国、県への全面支援を要請しましたが、人的、物的支援のほか、激甚災害の指定を閣議決定していただきました。民間ボランティア団体等には、瓦れきの撤去、泥の搬出等、お手伝いをいただいております、企業、自治体、個人等からも支援物資、義援金、寄附金等も多数ちょうだいしていることも報告いたします。

今後は、断水地域の解消や瓦れきの撤去、集積ごみの搬出、罹災証明の発行等復旧活動を早急に進めるとともに、国、県に対して、道路、護岸、砂防施設等の復旧を重ねて要望してまいります。

以上で台風12号関連の報告を終了し、次に本会議に提案しております議件の概要について説明をいたします。

本会議に御審議をお願いいたします案件は34件であります。その内訳は、平成22年度決算認定15件、地方公共団体財政健全化法の規定による報告2件、専決処分の報告1件、条例の改正2件、条例の制定1件、平成23年度補正予算6件、財産の取得2件、財産の処分1件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、教育委員会委員の任命1件、人権擁護委員の推薦2件であります。

認定第1号から15号までは、一般会計、特別会計、企業会計に係る平成22年度決算認定であります。

認定第1号の平成22年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額73億4,441万3,088円に対し、歳出総額72億113万6,669円で、歳入歳出差し引き額は1億4,327万6,419円となりました。町税の収入済額は16億5,175万1,278円で、歳入総額における割合は22.5%であります。その主要施策の概要については、別途お届けしているとおりであります。

認定第2号から第13号までは、平成22年度各特別会計の決算についてであり、その総額は歳入51億7,917万5,559円、歳出50億6,335万845円であります。

認定第14号、第15号は、平成22年度水道事業会計及び病院事業会計の決算についてであります。

これら平成22年度決算につきましては、会計管理者会計課長からその大綱を説明し、細部については各担当から説明させますのでよろしくお願いいたします。

報告第15号は、健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により平成22年度の決算に基づく健全化判断比率を報告するものです。

報告第16号は、公営企業会計に係る資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により平成22年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率を報告するものであります。

報告第17号は、補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、台風6号による林道大雲取線の災害復旧に係る測量設計業務委託費です。

議案第40号、第41号は、条例の一部改正であります。

議案第42号は、条例の制定であります。

議案第43号から第48号は、一般会計、特別会計、企業会計に係る平成23年度補正予算であり

ます。

一般会計補正予算では、歳入歳出それぞれ2億1,724万7,000円を増額し、補正予算総額を73億6,354万9,000円とするものであります。その主なものといたしましては、総務管理費で下里出張所新築工事費、コミュニティー助成事業費、戸籍住民基本台帳費で住基システム改修業務委託費、児童福祉費で自動体外式除細動器購入費、林業費で有害駆除報償費、水産業費で小金島漁港しゅんせつ等工事費、観光費で電気自動車急速充電器施設整備工事費、道路橋梁費で色川太田線道路改良等工事費と道路用地購入費、消防費で津波緊急避難路整備等工事費、災害復旧費で林道大雲取線災害復旧等工事費であります。

議案第49号と50号は、財産の取得で、消防署と消防団の消防ポンプ自動車の取得について議会の議決を求めるものであります。

議案第51号は、グリーンピア南紀用地の一部を那智勝浦道路用地として活用するため、国土交通省に売却するに当たり、財産処分の議決を求めるものであります。

議案第52号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第53号は、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号と第2号は、人権擁護委員の推薦をお願いするものであります。

以上が本会議に提案いたしました34件の概要であります。その詳細については担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第17号 専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）） した事件の承認について

○議長（森本昇夫君） 日程第3、報告第17号専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 報告第17号専決処分（平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

専決処分書。平成23年7月26日に専決処分しております。

次のページをお願いします。

平成23年度那智勝浦町一般会計補正（第6号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,630万2,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、歳入合計といたしまして71億4,508万4,000円、補正額121万8,000円、計71億4,630万2,000円となっております。下のページ、歳出、歳出合計71億4,508万4,000円、補正額121万8,000円、計71億4,630万2,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1 総括。歳入、款10地方交付税、補正額121万8,000円、計25億541万円、歳入合計、計71億4,630万2,000円。下のページ、歳出でございます。款10災害復旧費、補正額121万8,000円、歳出合計71億4,630万2,000円となっております。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

2 歳入。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、補正額121万8,000円。節区分1地方交付税、金額121万8,000円。

下のページ、3歳出になります。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林道施設災害復旧費、補正額121万8,000円、節区分13委託料、金額121万8,000円。測量設計業務委託であります。これにつきましては、7月19日、台風6号によりまして大雲取林道が道路の陥没等、大規模な陥没がございまして、その工事費に補助を上げる測量設計業務をするために専決処分をさせていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第17号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第40号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第4、議案第40号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 議案第40号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

通常、税条例の改正につきましては、地方税等の一部を改正する法律案が年明けに国会に上程され、年度末までに公布されることに伴い、同日付で専決させていただいておりますが、本年は年度内に成立せず、審議中のままになっております。そして、6月に審議中の改正案の一部が分けられて、新たに現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税等の一部を改正する法律案として国会に上程され、6月22日に可決、6月30日に公布されております。今回の改正につきましては、この法律の公布に伴い改正するものでございます。

次のページ以降に、改正する条例案を記載しておりますが、今回の改正内容の概要につきまして、この議案書の次に関係資料を配付させていただいております。そちらのほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

第1条、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しておりますが、資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

第1ページの枠内でございますが、第26条は町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料について定めたもので、不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

今回の改正の重立ったものとしまして、罰則規定の改正がございます。所得税法も地方税法も今回の改正によりほとんどの罰則規定の過料や罰金の額が高く改正されております。町税条例につきましてもそれぞれの不申告や申告書の不提出の過料が3万円以下から10万円以下に、また入湯税の帳簿記載の義務に関する罰金刑が3万円以下から30万円以下に改正されております。罰則規定の改正につきましては、それぞれの枠内で説明させていただいておりますが、説明が長くなりますので、以降につきましては罰則以外の改正についてのみ説明させていただきます。

2ページの1つ目の枠内をお願いいたします。

第34条の7は、寄附金税額控除について定めたもので、地方税法の改正により寄附金税額控除の適用下限を5,000円から2,000円に引き下げたこと、控除対象寄附金の制度拡充等に伴い条例を改めるものでございます。

次の枠内でございますが、第36条の2及び第36条の3は、町民税の申告について定めたもので、寄附金税額控除の改正に伴い、該当条項及び字句を改めるものでございます。

一番下の枠内でございますが、第61条は固定資産税の課税標準について定めたもので、地方税法の改正により第11項が第12項に繰り下がったことに伴い、該当項を改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページの1番目の枠内でございますが、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例について定めたもので、地方税法の改正に伴い、分離所得に係る寄附金の特例控除額についての規定を簡素化するよう改めるものでございます。

2番目の枠内でございます。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について定めたもので、特例の適用期限が24年度から27年度に、特例の対象となる売却肉用牛の頭数が2,000頭以内から1,500頭以内に規定を改めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの一番上ですが、附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正されたのに伴い、申告に必要な書類に係る規定を改めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

一番下でございます。附則第16条の3から附則第20条の4については、分離所得課税の特例についてそれぞれ定めたもので、地方税法の改正に伴い、それぞれの町民税の所得割の額の合計額を改める規定を簡素化するよう改めるものでございます。

8ページの2番目の枠内でございますが、平成20年の那智勝浦町税条例の一部を改正する条例のうち、附則第2条は個人の町民税に関する経過措置について定めたもので、上場株式等に係る配当所得、上場株式等に係る譲渡所得及び条約適用利子等、配当等の額に係る個人の町民税の特例についての適用期限を平成23年12月31日から平成25年12月31日に改めるものでございます。

その下の枠内でございますが、平成22年の那智勝浦町税条例の一部を改正する条例のうち、附則第1条は施行期日について、附則第2条は町民税に関する経過措置について定めたもので、非課税口座内上場株式等の譲渡所得に係る所得計算の特例についての施行日を平成25年1月1日から平成27年1月1日に、適用についても25年度以後から27年度以後の年度分の個人の町民税について適用するよう改めるものでございます。

以下、附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第41号 那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本昇夫君） 日程第5、議案第41号那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第41号那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

〔議案第41号朗読〕

本条例につきましては、国の災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠するものでございまして、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定を資することを目的としております。

この法律改正につきましては、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ行われたものでございまして、平成23年7月29日に公布施行され、平成23年3月11日以後に生じた災害に関して適用されることになっております。

改正内容でございますが、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹を加えるというものでございます。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合に限ることとなっております。

参考といたしまして新旧対照表を添付させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第42号 那智勝浦町暴力団排除条例

○議長（森本昇夫君） 日程第6、議案第42号那智勝浦町暴力団排除条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第42号那智勝浦町暴力団排除条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町暴力団排除条例。この条例につきましては、県が設置いたしました公の施設等を暴力団が使用できないよう県条例で排除できるものでありますが、市町村長が設置した公の施設等を暴力団が使用できないようにするため、本年7月1日から施行された和歌山県暴力団排除条例に基づき、町条例を制定するものでございます。

第1条には、目的といたしまして、この条例是那智勝浦町から暴力団排除に関して基本理念を定め、暴力団排除を推進し、町民の安全で安心かつ平穏な生活を確保し、那智勝浦町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

第2条には、この条例において使用する用語の意義を定義づけるものでございます。

第3条は、基本理念といたしまして、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本とし、推進しなければならないと定めてございます。

第4条では、町は暴力団排除に関する施策を推進する責務を有し、第2項では、実施に際しては県、市町村、関係機関等と連携を図るものとする、第3項では情報の提供、第4項で安全の確保に配慮しなければならないと定めるものでございます。

第5条は、町民等の責務として、町民、事業者は暴力団排除に自主的かつ相互に連携して取り組み、町が実施する暴力団排除のための施策に協力するよう努めること、また第3項では、

情報を知り得たときには町及び関係機関等に対し当該情報を提供するよう努めるものと定める
ものでございます。

第6条は、町の事務及び事業における措置として、町は公共事業等の町が発注する事業及び
その他町の事務または事業で暴力団を利することとならないよう、町が実施する入札に暴力団
関係者等を参加させないための措置を講ずることと定めるものでございます。第2項は、下請
契約の相手方としないこと、その他の暴力団排除のため必要な措置を講ずる旨を定め、第3項
には、公共工事等に係る契約の相手方が業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を
受けたときは県に報告し、関係機関等へ通報すること、その他暴力団排除のために必要な協力
を行う旨を定めるものでございます。

第7条は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資
することとなるものであると認めるときは、使用の承認をせず、または当該使用の承認を取り
消すことができることを定めるものでございます。

第8条には、町は暴力団排除のための訴訟を提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、
情報の提供、その他必要な支援を行うものとすることを定めるものです。第2項には、町は暴
力団排除に関心を高め、その重要性について理解を深め、もって暴力団排除の機運が醸成され
るよう、必要な広報及び啓発を行うものとするものです。第3項には、町は町民等が安心して
暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮するものとし
ることを定めるものです。第4項には、警察は暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力
団から危害を加えられるおそれがある者に対し必要な支援を行うものとすることを定めるもの
です。

第9条には、学校等において児童・生徒に対し暴力団に加入しないようにするため等の教育
が行われるよう、適切な措置を講ずるものとすることを定めるものです。第2項には、町は地
域、家庭及び学校が一体となって少年を暴力団から守ることができるよう、少年の育成に携わ
る者が少年に対して教育、助言、その他の適切な措置を講ずるための情報の提供、その他支援
または協力を行うものとすることを定めるものでございます。

最後の第10条です。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は町
長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は平成23年10月1日から施行する。

以上が本条例の概要であります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第43号 平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）

○議長（森本昇夫君） 日程第7、議案第43号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第43号平成23年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,724万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6,354万9,000円とするものでございます。

第2条で、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入でございますが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計欄で補正前の額71億4,630万2,000円、補正額2億1,724万7,000円、計73億6,354万9,000円となります。

3ページでございますが、歳出でございます。款1の議会費から、次の5ページになります。款11公債費まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額につきましては歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

起債の目的欄中、臨時財政対策債から河川改良事業まで、補正前の限度額10億6,540万円、それに810万円を減額いたしまして、補正後の限度額を10億5,730万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括の歳入、8ページをお願いします。及び8ページの歳出につきまして、それぞれ2億1,724万7,000円の増額を行っております。8ページの補正額の財源内訳でございますが、国県支出金で5,112万2,000円、地方債で350万円、その他特定財源で433万2,000円、一般財源が1

億5,829万3,000円となっております。

9ページでございますが、2歳入でございますが、款10地方交付税の目1地方交付税1億6,982万1,000円を増額いたしまして、計は26億7,523万1,000円となります。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節5きのくに防災力パワーアップ事業費補助金60万円につきましては、津波避難困難地区対策事業といたしまして、宇久井湊地区の津波緊急避難路整備工事に対する県2分の1の補助金となっております。

12ページをお願いいたします。

款18繰入金、目5那智勝浦町まちづくり応援基金繰入金7万2,000円につきましては、那智勝浦町まちづくり応援基金からの取り崩しでございます。

款20諸収入、目1雑入170万円につきましては、宝くじコミュニティー事業助成金として、浜ノ宮区櫛踊り用の備品の整備につきまして全額受け入れるものでございます。

13ページをお願いいたします。

款21町債、目5土木債、節2急傾斜地崩壊対策事業債、説明欄、県事業負担金として350万円をお願いしてございます。

目8臨時財政対策債1,160万円の減額につきましては、額の確定により減額補正をお願いするものです。

14ページをお願いいたします。

3歳出です。

15ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で787万4,000円の補正をお願いしております。そのうち、節2給料から節4の共済費までは職員等の人件費で、4月1日付の人事異動に伴います調整の増減となっております。

なおこの後、各科目におきまして人事異動に伴います人件費につきましては説明を省略させていただきますようお願い申し上げます。

節19負担金補助及交付金974万5,000円につきましては、当初予算当時、当初予算の作成時に退職手当の特別負担金につきまして後期分、前期後期の後期分についての試算漏れがございました。その分につきまして今回追加補正をお願いするものでございます。

目4出張所費、節15工事請負費250万円につきましては、下里出張所新築工事費として、工事の費用としてお願いをしてございます。下里出張所の建設予算につきましては、財源を国の経済対策、地域活性化交付金、きめ細やかな交付金でございますが、それに求めまして、繰越事業で平成23年度、今年度実施をしてございます。用地購入の造成等は予定どおり進んでおりますけれども、建築に際し、当初の計画から会議室を追加したこと、トイレを多目的トイレに変更したこと、それから外から使えるトイレを追加したこと等によりまして、今回平成23年度予算で工事請負費250万円をお願いしてございます。

次の目7企画費210万9,000円、節19負担金補助及交付金のうち備考欄、地域活性化対策事業補助金40万9,000円につきましては、中ノ川区クラブの屋根ふきかえ工事に対しまして2分の

1を補助するものであります。次のコミュニティー助成事業170万円につきましては、歳入でも御説明いたしました、宝くじの助成を受けまして、浜ノ宮区が權踊り備品の整備を行うものでございます。

30ページをお願いいたします。

款8消防費、目4水防費70万1,000円につきましては、台風6号による職員12名分の超過勤務手当及び小匠ダムの出動手当12名分の補正をお願いするものでございます。

目5災害対策費、補正額346万5,000円をお願いしてございます。節3職員手当46万1,000円につきましても、台風6号によります職員の超過勤務手当19名分の超過勤務手当をお願いするものでございます。節11需用費30万円につきましては、八尺鏡野地区及び浦神東地区の屋外防災無線の子局受信制御部の修繕料となっております。節15工事請負費250万4,000円のうち宇久井湊地区津波緊急避難路整備工事を2分の1の県補助を受けて整備をするものでございます。説明欄2行目、防災行政無線の簡易屋外子局整備工事130万4,000円につきましては、宇久井殿和田地区、二河地区の2カ所に簡易型の屋外子局を整備するものでございます。節19負担金補助及交付金、自主防災組織育成補助金20万円につきましては、地域の自主防災組織に属する町民が防災士の資格を取得するため、それに要した経費を助成するものであります。8月21日から始まっております、県が行いますきのくに防災人づくり塾に町内から現在11名が参加してございます。そのうち4名は女性の方でございまして、そのうち1名が町立温泉病院の看護師さんでございます。本年度中に他の会場で防災士の資格を取得するケースも考えられるために、20名の枠で補正をお願いしてございます。

34ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金、節23償還金利子及割引料、説明欄、繰上償還元金2,743万4,000円につきましては、三川小学校建設時に借り入れておりました起債について、新病院建設に伴いまして教育センター及び体育センターが三川小学校に移転したために、貸付対象施設の目的外使用となったために、借入残高を繰上償還するものでございます。

35ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 税務課の補正予算について御説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

16ページの下ですが、款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金利子及割引料で580万円の補正をお願いするものでございます。この節は、過年度分の税金について減額が発生したときにこの節から納税者に還付するものでございます。今年度は固定資産税において償却資産に多額の還付が発生したこと、また年金型生命保険の相続税と所得税が二重課税となっていたものに対して、国税庁は6月30日から該当する所得税の過去5年を超える分についても5年間分、通常の5年間分と合わせまして10年間さかのぼって還付することとなっております。町県民税におきましても9月から該当分があれば同様に10年間分還付することになってお

ります。これらを勘案しまして補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

17ページをお願いします。

款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、補正額2,691万7,000円につきましては、人事異動による人件費のほか、節13委託料2,600万円は備考欄記載の住基システム改修業務委託で、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に既に公布されておまして、その施行期日が3年以内の政令で定める日とされ、平成24年7月1日からの施行となっております。今回の住基法改正につきましては、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化等を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、また他の市町村へ住所を移した場合でも、引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにすることが改正の主な概要で、既存住基システム及び関連システムの改修に加えまして、法務省からの入管データを端末で連携対応するシステム改修に係る委託料でございます。

次の18ページをお願いします。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節28繰出金160万6,000円につきましては、国保会計において返納金等により一般財源が生じたので、国民健康保険事業費特別会計への繰出金をお願いするものでございます。

住民課の関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係でございますが、11ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節17子育て支援対策臨時特例交付金、補正額245万7,000円につきましては、地域の創意工夫により地域の実情に応じた子育て支援事業等を実施するための交付金でございます。補助率は10分の10でございます。

19ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、目7障害者福祉費、補正額103万1,000円でございますが、節18備品購入費で、精神障害者訪問用公用車の買い換えをお願いするものでございます。利用してきた車両につきましては、平成7年式でございます。16年が経過し、雨漏りがひどく、7月に廃車しております。

20ページをお願いします。

目2児童措置費、節11需用費、補正額91万円でございますが、22年度で保育所遊具を点検いたしました。腐食等が激しく、子供の安全確保のため修繕料をお願いするものでございます。節18備品購入費、補正額245万7,000円でございますが、歳入で御説明しました県の安心子ども基金の子育て支援対策臨時特例交付金を活用いたしまして、地域の実情に応じた創意工夫



のある子育て支援活動に関する取り組みを支援することにより、すべての家庭が安心して子供を育てることができる環境を整備するため、地域子育て創生事業の100%の補助金を受けまして、各保育所9カ所にAED、自動体外式除細動器を設置をお願いするものでございます。園児及び保護者の安心とともに、周辺児童等への環境整備を図るものでございます。

21ページをお願いいたします。

款4衛生費、目1保健衛生総務費、節7賃金、補正額102万3,000円でございますが、22年度での保健師の1名退職並びに11月からの保健師の産休に伴い、臨時職員1名の雇用をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課について御説明申し上げます。

まず、9ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節区分5県土防災対策治山事業分担金35万円、これにつきましては7月31日から8月1日にかけての集中豪雨で長井地区の裏山の崩落がございましたので、その分の地元受益者分担金でございます。

目3災害復旧費分担金、節区分2農林水産施設災害復旧費分担金228万2,000円、これにつきましては7月19日の台風6号による林道大雲取線に関する受益者分担金でございます。

続きまして、次のページ10ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7農林水産業費国庫補助金、節区分1水産業強化対策整備交付金2,250万円になります。これにつきましては、本年度当初予算のときにダイレクトにそういう活性化の産地化のほうに行くというふうにお話をさせていただきましたが、ハード事業については一たん町を通しなさいということで、町のほうで一たんこの金を受け入れさせていただいて、町の事業として行います。また、歳出の詳しく申し上げます。

続きまして、下のページ、款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、補正額711万9,000円、そのうち節区分6農作物鳥獣害対策強化事業費補助金606万7,000円。この内訳といたしまして、説明欄記載のとおりであります。狩猟免許取得支援事業として10万2,000円、有害鳥獣捕獲支援事業といたしまして596万5,000円。節区分14藻場回復推進事業費補助金30万円、県のほうから3分の1の補助を受けるものであります。節区分15市町村森林情報緊急整備事業費補助金75万2,000円、これにつきましても森林整備計画の適切な策定等に必要の森林情報の整備をするための補助金でございます。2分の1でございます。

目5商工費補助金、補正額810万1,000円、節区分4地域グリーンニューディール基金補助金810万1,000円。これは那智駅にあります道の駅に電気自動車急速充電器を設置する補助金であります。10分の10の補助率であります。

一番下、目9災害復旧費補助金、節区分1県土防災対策治山事業費補助金70万円、これにつきましては長井地区の治山対策の補助金でございます。節区分2農林水産施設災害復旧費補助

金724万5,000円、これにつきましては大雲取林道に対する補助でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

22ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目4畜産団地管理費、補正額44万5,000円、節区分11需用費であります。これにつきましては、畜産団地のテント等、電気照明関係も故障しておりますので、修繕料、消耗品等でこの補正をお願いするものであります。

目5那智駅交流センター管理費、補正額37万8,000円、節区分18備品購入費であります。これは農産物の直売所と交流センターに監視カメラを2台設置するものであります。

続きまして、次のページ、項2林業費、目2林業振興費、補正額81万7,600円になっております。節区分8報償費639万7,000円、これは県のほうでことし行いました管理捕獲、それにまた私どもの町のほうも1頭1頭の捕獲の報償費を上げております。その関係の補正予算でございます。続きまして、11需用費、消耗品費50万8,000円、節区分14使用料及賃借料17万3,000円、システム利用料、これにつきましては県の補助を受けて実施いたします森林のほうのパソコンに載せる使用料で、ソフトの使用料になってございます。18で備品購入費でパソコン一式を買わせていただきます。節区分19負担金補助及交付金10万2,000円、狩猟免許取得支援事業補助金、これにつきましては初めて狩猟免許を取る方に対する講習会の援助とか、そういうものでございます。

次のページをお願いいたします。

24ページ、項3水産業費、目1水産業総務費、節区分19負担金補助及交付金147万7,000円、これは事業費の確定により県漁港漁場協会の負担金が請求来たため補正をお願いするものであります。

続きまして、目2水産振興費、節区分19負担金補助及交付金、これにつきましては下の段、産地協議会負担金2,250万円、これは先ほど歳入のところで申しましたとおり、本年度当初予算のときにこれから農林水産の補助金については産地化協議会というものをつくって、そこにダイレクトにすべていくというお話をさせて、御質問のいただきながら、そういう答弁をさせていただいておりますが、今回いざ事業実施になると、ハードについては町がやれということでございますので、こちらのほうに振りかえさせていただきます。

目3産地水産業強化支援事業費、節区分13委託料90万円、小金島漁港底質調査委託、15工事請負費4,410万円、説明欄、小金島漁港しゅんせつ工事で1,810万円、おじゃ浦避難道整備工事で2,600万円、これを上げさせていただいております。

続きまして、次のページ、商工費でございます。25ページ、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節区分13委託料、節区分14工事請負費。この委託料と工事請負費につきましては、今年から新たに実施しておりますアンテナショップ的な町内の地場産品を使った事業でございますが、この費目ではなかなか実施しにくいということで、その下の節区分19負担金補助及交付金700万円、空き店舗活用事業補助金として、こちらのほうを補助金として使わせていただきたいと。現在、この応募につきましては1件申し出ていただいております、現在そ

の1件でやれるかどうか、また店が貸していただけるかどうかの調整中でございます。

次のページお願いいたします。

26ページ、項2観光費、目2観光振興費、節区分15工事請負費810万2,000円、電気自動車急速充電器施設整備事業、これ那智駅の道の駅の一角、町有地一角に電気自動車の急速充電器を10分の10の補助をいただいて設置するものであります。

続きまして、33ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、補正額420万円、節区分15工事請負費420万円、説明欄といたしまして農林水産施設災害復旧工事、これにつきましてはさきの台風6号や集中豪雨等による道路等の災害復旧でございます。

目2県土防災対策治山事業費、補正額140万円、これにつきましても長井地区の防災対策の治山工事用の費用でございます。

目3林道施設災害復旧費、補正額1,114万7,000円、これにつきましても林道大雲取線の災害復旧工事に係る費用でございます。

以上が観光産業課の分でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係について説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、目5土木費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金240万円につきましては、前、当初予算で橋梁長寿命化修繕計画策定事業で橋梁点検業務委託をお願いをしておりました事業で、事業費の確定により400万円に対する6割の補助金240万円を、補助金を受け入れるものでございます。

次に28ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、目1道路維持費、節15工事請負費900万円は、町道の維持修繕に係る工事費でございます。

目2道路新設改良費、節15工事請負費3,600万円は、説明欄記載の色川太田線道路改良工事から蛭子御殿場線道路整備工事までの7件の町道整備に係る工事費でございます。工事種別は、道路改良工事1件、舗装工事1件、側溝改修工事4件、交通安全工事1件であります。各路線の延長等は説明欄記載のとおりでございます。次に、節17公有財産購入費857万2,000円は、説明欄記載の中村6号線道路用地購入費でございます。ここに平面図を添付させてもらって、位置図になると思います。これに参照にさせていただきたいと思います。これで真ん中の赤で着色をしておりますが、今回お願いしてる場所で、天満字中村30番地の11、購入面積202.39平米、約61坪でございます。工事としましては、15メートルの幅5メートルの道路を計画しております。

次のページ29ページをお願いします。

項3河川費、目1河川改良費、節15工事請負費500万円は、説明欄記載の中村排水路改修工事でございます。これにつきましては、先ほどの平面図の赤で塗られております上のほうに排水路があります。この位置であります。次に、節19負担金補助及交付金549万4,000円は、説明欄記載の5件の急傾斜関係の県事業に係る負担金でございます。事業費は1億3,161万4,000円で、負担率は2.5%から10%でございます。

次に下、項5都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金173万6,000円を減額するものでございます。内容につきましては特別会計のほうで説明をさせていただきます。

次に、33ページをお願いします。

災害復旧費でございます。款10災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費500万円は、7月から8月にかけての集中豪雨、台風により被災しました道路災害8件、河川災害1件、合計9件の災害復旧費に係る費用でございます。

建設課の関係については以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君） 消防関係について御説明させていただきます。

30ページをお願いします。

款8消防費、目2非常備消防費、節19負担金補助及交付金、説明欄、消防団員等公務災害補償負担金736万5,000円について御説明いたします。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正によるものです。このたびの改正は、東日本大震災による消防団員の死者、行方不明者が251名であり、その多くが公務中であったため、当該団員の属する市町村は確実な公務災害補償を行う必要がありますが、そのための財源措置が課題になっていたことを踏まえ、政令改正を行うものであります。改正内容は、平成23年度に限り、市町村または水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金を団員1人当たり1,900円から2万4,700円に引き上げることとしたこと、本町では引き上げ分に相当する掛金2万2,800円に団員定数323人分を掛け、それに相当する736万5,000円を補正予算計上しております。

なお、この改正に係る本町の負担増については、特別交付税により措置されることとなっております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時26分 休憩

10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 3点ほどお伺いいたします。

まず、15ページの出張所費、下里出張所新築工事に伴う補正でございます。これの検討についてはもう既に22年度の予算で予算措置はされていると思うんですけど、総額でどのぐらいになるんか。

それと、この間12号の水害で太田川がはんらんしたとき、ここは池になったという話も聞いておりますんで、果たして池になるようなところに出張所を建てていいもんかどうか、その点についてもお答え願いたいと思います。

そして、この会議室やとか多目的便所を増設することで250万円補正を計上しておるわけですが、要するにこの出張所なんていうのは会議室やとか多目的便所といいますか、これは恐らく障害者の方も使われるような便所を新設するということであろうかと思いますが、当初の計画段階でこのことについてはもう既に措置されておるといようなことで、後から後から補正でやりゃあええという、そういう姿勢では困りますね。

それと、30ページの災害対策費の工事請負費の中で、宇久井湊地区津波緊急避難路整備工事ということで120万円計上されておりますが、これは湊地区のどこへ、どういうふうに避難路を整備するんだということをもうちよっと詳しく説明いただきたいと思います。

それで、その下段の防災行政無線簡易屋外子局整備工事、これ殿和田地区と言っておりますが、私この町会議員に出る前から、出る前は向地区長をしてましたんで、宇久井区はその当時4区ありまして、4区の区長が宇久井区というのを運営しておったんですが、ここの殿和田地区についてもその当時から防災無線が聞きづらいよという話があったんですわ。そういうこともあって、総務課の役場のほうへお願いしたところ、あそこは山が近いんで山びこがあると。音の反響があるんで、あそこへ子局をつくっても余計聞こえにくくなりますよという説明だったと思うんです。そういうことで、その後も恐らく区のほうからも話もあったと思います。だけど、そういう説明しておったと思いますわ。そこで、子局を整備するに当たりまして、山びここというんか、音の反響についてちゃんと調査したんかどうか。前は、子局1つづくに当たっては調査してましたね。ぴゅうっと上がってくる、スピーカーが上がってくる車でもってやってみて、ほんで区の役員、区長初め区の役員があっちこっち配置について、山びこはどうな、音量はどんなということで、よく、たまにですが、何年に1回ということではありませんが、よく調査してましたね。そういうこともされてあるんかどうか。そういうこともお尋ねしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 6番議員御指摘の下里出張所の関係でございます。

まず、23年度工事費の総額ということでございますが、恐れ入ります、総額については後で報告させていただきます。

繰越事業ということでございまして、今回お願いしております会議室、当初予算で計上すべきではなかったかという御指摘だと思います。この会議室につきましては、地元の区長さんと相談もいたしまして、小規模の会議ができるようなもの、それと各課が出張したときに出張窓

口というようなものが開設できるような小規模の会議室が必要ではないかということで、今回補正をお願いしてございます。

それと多目的トイレ、議員もおっしゃいました障害者の方、当初の予定についてはそういう多目的ではない、一般のトイレということで予算計上させていただきましたけれども、バリアフリーの関係がございまして、車いす、バリアフリーに対応した、車いすに対応した多目的トイレということに変更させていただいたということでございます。

それと工事請負費の関係でございます。宇久井湊地区、県の補助金2分の1をいただきまして、11ページ、宇久井の湊地区の津波緊急避難路整備でございます。湊区の避難所、集会所でございまして、唯一の浸水地域ということにもなっております。場所といたしましては、信号から漁会に向かう宇久井中学校への登校坂の中間地点に当たります。上に畑がございますところ、小さな神社の手前というんでしょうか、信号と登校坂の中間あたし、漁会に向かって左側。そこは個人の畑がございます。そこを区からお願いされまして、避難路として、何メートルでしたか、宇久井中学校の裏へ避難できるという場所でございます。現地も区長さん通じて確認をさせていただいております。そこを区から、現在の避難場所としては浸水域に当たるためにぜひともその場所、避難路として整備していただきたいということでお願いされて、今回補正をお願いしたところでございます。

それと、殿和田地区の防災子局なんですけど、御指摘ありました、以前から要望しておるということでございますが、難聴地区ということで検討しておったんですけど、本来屋外子局の整備という、1カ所につき200万円程度かかるということもございまして。今回、尾鷲市が行っております簡易型の屋外子局というのがございまして、その尾鷲市が実施しておりますこの子局を使えば3分の1で整備ができるということで今回補正をお願いいたしました。山びこの調査をしたかどうかということでございまして、特に今回整備する、予算を上げるに当たって特に調査はしてございません。

それと避難路の関係でございますが、信号から宇久井の登校坂、ちょうど中間あたしの漁会に向かって左側なんですけど、階段約30メートルを整備する。上の畑、個人の畑ですけど、そこに避難路をつくりまして、宇久井中学校の裏に避難をしていただくという整備でございます。

下里保育所の関係の総費用についてはまた後で報告させていただきます。よろしくお願いたします。

失礼いたしました。先日の台風による水の被害でございますけれども、あそこのコメリのあたりがつかったということで、今後そういう建設に向けては、基礎を高くするとか、そういうふうな検討はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 下里の出張所なんですけど、今現在の出張所はこの間の台風12号の水害で被害はなかったわけですね。床上浸水も床下浸水もなかったとお聞きしてますけど、今度は新しく、だれがあそこへ持っていか、いろいろ下里の区民の方にも聞いても知らんよと、わしら要望したこともないよという話なんです。高芝の人はもう当然のことながら不満を持って

おると、遠なるから。そら個人的な問題でしょうけどね。今回の水害でもって、太田川のはんらんでもって、あそこはちょっと水に、どのぐらいつかつたか知りませんが、池だったというような表現をする人もあるんですわ。だけど、今現在の出張所は何も被害なかったと。三川小学校もそうですけど、高いところから低いところへ施設を持っていくと。このことに関しては、住民の皆さんに十分説明できんと思うんですね、町長。そこらあたしをひとつ町長どういふ考えかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

湊地区の津波緊急避難路、区の要望だそうですけど、あそこは宇久井中学校と余り地下との距離は余り変わらんと思うんですね。まあまあ、一部近い人もおられると思いますけどね。だけど、この120万円でもってできるんですか。あそこは両方擁壁ありますね。ほいで、あそこ60センチか40センチぐらいの道、階段がありますね、あそこだと。その階段をやっぱり、1メートル50かそこらぐらいで広げるんでしょう。広げんとね、避難路になりませんわね。そんな狭いもん、危ない、夜だと。120万円で本当にできるんでしょうかね。というのは、擁壁も下げるんか、出すわけにいきませんので、県道側へ。下げるんでしょうね、擁壁を。それだけでも百何十万円かかるのと違いますか。

それと、山びこについての調査はしてないと。だけど、普通だったら200万円ぐらいかかるところが75万円ぐらいで済むと、費用の問題やという話を今されたわけですが、自主防災組織なり区には、山びこがあって、あそこへつくったら余計聞こえにくくなりますよという説明だったと思うんですよ。費用のことは一つも言うてなかったと思うんですね。それでもって、費用もそら大切ですけど、やはり区なり住民の皆さんにそういう説明をしてきたわけですから、やはりこれを施工するに当たっては、計画するに当たっては、やはりそういう調査をすることが大事なんと違いますか。金かかるからつくれんと言うたんと違いますよ。そら、総務課長総務課におられん話ですけど、ずっと以前の話なんです。やはり議論というのは、理由というのは継続してもらわんとね。その点について、町長でも総務課長でも結構ですんで、ひとつ存念をお聞かせ願いたい。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 先ほど漏れておりました下里出張所の関係、全体事業費といったしまして今回補正をお願いしたものを足しますと2,470万円ということになります。

それと湊地区の予算的に少ないんじゃないかということでございますが、先日の避難勧告が出たときに宇久井の湊地区の方、宇久井中学校へ避難されたお年寄りの方がございまして、手すりがないので、あそこは登校坂、車も通りますし、手すりをつけることができないということで、今回予定しております、県が管理しております石垣、手すりをつけて、登り口に少し段差がありますので、そこを修理して、上の畑までの道を整備するという計画で予算をお願いいたしました。

それと山びこの調査の関係でございます。そういう以前からの区との話の継続というの私存じておりませんでした。一度その辺調査をいたしまして、どういう状況か把握をしていきたいと思っております。

それとその難聴地域につきましては、今回も町民の方から要望がございました。聞こえにくい、特に暴風雨であれば防災放送が聞こえにくいという意見も多数寄せられております。また、室内で聞ける防災ラジオ追加ということで検討もしてございますので、その辺御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 総務課長、現況の施設はどうもなかったんやけど、あんたこの考え方も問われたやろ、今。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 失礼いたしました。現在の出張所の関係でございまして。もともと現在の出張所、コミュニティーセンターとして補助をいただきましてつくったものでございます。現在の新しい予定してございます保育所の建設用地の隅。今回の浸水につきましては、太田川の堤防の決壊ということが大きな原因だと考えてございます。もともと下里保育所の建設用地、下里地区の方のために皆が集まるような場所にしていただいたらという基本的な考え方もございましたので、その辺保育所、それで出張所、下里地区の方々が集まってこれるような場所にということを踏まえて、現在の出張所の建設用地を計画させていただいてございます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 出張所ですね、皆さん集まりやすい場所。あそこは集まりやすい場所ですかねえ。地下から離れたところにあるんですね、地下から。個人の考えはいろいろな考え方あるかと思いますがね、私は集まりやすい場所だとは思いませんけどね。だけど、これは22年度の予算でもって、国の金を使うてやらならんということでお急ぎだったんだと思いますけどね、町長。しかしながら、適地とは思えませんね。今回の水害、そしてまた保育所でもそうですけど、今の保育所より低いんですね、あそこ、海拔。今の、どうしても集まりやすい場所にしたいということであれば、下里の農協、あそこもう空になるんでしょう、10月から。あそこへ振りかえてもええなという考え方はできんですかね、町長。英断して。あそこだったら地下に近いし、ほいで海拔も高いんですよ。ほいで、コンクリートの建物ですしね。ある程度災害にも強いと思えますけど、その点、そういうことは一考できませんかね。

次に、湊地区の緊急避難路ですが、あのまま、ステンなんかのパイプでもって手すりをつけると。ほいで、下のほうをちょこちょこつと直すと。それだったら、120万円も要らんと違いますか。二、三十万円の話やと思えますけどね、常識的に考えて。そら、立派なものをつくるんでしょうけどね。余り立派なものをつくりますと、あそこ狭いですんで、60センチもあるかないか。つくりますと、余り端っこにつくれませんので、ぐらっといったら、向こうみてひっくり返っていくから。余計狭くなりますよ、つくるのに。人一人しか通れんということにもなりませんので、そこらあたしをきちっと、してると思いますが、建設課長はたについてるんでね。もう一遍、ちょっと調査してやってくださいよ。こんな手すりつけたら、人通れなんだというたら話になりませんのでね。あそこら大きな物持って上がってますんで、そこらあたしのある程度の幅が要るんです、生活道路としても、産業道路としても。

殿和田の子局ですね。今までの説明とそごがないように、ひとつ十分調査して、やったは、



今まで言うてたとおり、役場の言うたとおり、山びこで余計聞こえんようになったということないようにお願いしたいと思いますわ。それに、暴風のとき聞こえないということであれば、あそこのスピーカーの二、三十メートルか40メートルぐらいの人しか聞こえませんが、暴風のときは。私の家なんか全然わかりませんよ。言うてることすらわかりませんよ。声で、あとかうとかという、そういう音も聞こえませんが。だから、そういうことをなくするんだったら、ほとんどの家へ防災ラジオか無線の室内の子局か、それを用意してもらおうというふうな姿勢で取り組んでいかんと、こんなもの屋外の子局ぐらいで皆さんに危険の迫ったのをお知らせするということではできませんので、これから考え方を改めてもらわんと、暴風のときですよ、大雨とか。そうじゃないと、なかなか皆さんに周知できんと思いますわ。そういうことも含めて、抜本的に検討していただきたいと、そう思いました。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 今御指摘の暴風のときの聞こえにくいということ、殿和田に限らず、難聴地域の調査徹底したいと思います。それに関連して、先ほど申し上げました、暴風のときでも聞こえる防災ラジオ、それを追加というような形でも検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

農協の跡地も太田川沿いということで、今回の私も災害を考えたときに、どこにあって、それが正しい選択になるのかということとは本当にわからないということも現実的にあります。それよりも内陸部のほうがある程度よろしいんじゃないかと。高い低いとかっていうよりも、今回のコメリ、下里の神社の近くの50メートルぐらいの堤防決壊が主たる原因であれば、それを今後強固な堤防を設計していただく、県のほうにお願いしているところで、そういった面からして、あそこのほうが適当じゃないかなあと。下里農協支所については太田川沿いということで、その辺の決壊あたりがあれば、そのほうが余計危険性が高まるんじゃないか、私はそのように今回の防災、災害を見て考えているところであります。そういった中で、今後とも皆さんの御意見を聞きながら、どこが適地なんかということも今後は考慮しながら進めてまいりたいと思しますので、その辺も皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、頭の中で今考えてるんですね、あなた1人が。そうじゃなくて、役場の職員も含めて、1遍そのことについて、あそこの農協の今の事務所は海拔何メートルのどこにあるかと、ほいでそれが耐震性はどうなかと。もうそこらあたしもきちっと把握した上で、1遍再考すると、考えてみるということではできないんでしょうかね。もう頭の中で考えて、川の近くやからあかんのやと。あそこは川よりかちょっと離れてあるで、100メートルぐらい離れてるんですかね、70メートルぐらい離れてるんですかね。あそこは70メートルぐらい離れてるからもう大丈夫、あそこのほうでええんやと、そういうことやなしに、もうちょっと理論的に、もうちょっと考えていただきたいと、検討していただきたいと、そう思います。よ

ろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今回の川関橋のほうのことも考えて、流木等が旧下里大橋のほうにかかった場合、そういうこともいろいろ考えて、どちらのほうが安全性が高いかということも今後は検討はいたしますけれども、今のところ私はそういうふうな考え方でおります。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

9 番田中君。

○9 番（田中 植君） 1 点だけ確認させていただきたいんですけど、24 ページの節区分15 工事請負費の件ですが、私これ以前にも建設課長にもお願いしたというふうに思うんですが、小金島のこのしゅんせつについて、以前しゅんせつをされたときに、しゅんせつ船が大き過ぎて小金島の中へ入れなんだということがありまして、入り口のあたりだけしゅんせつして、肝心の港内をしゅんせつすることはできなかったというふうなことを聞かされております。今後、こういうしゅんせつをされる場合、そういうしゅんせつ船について十分検討されて、港内をしゅんせつするというふうな、そういうふうなことでお願いしたいなというふうに、この地元の漁師さん方もそのように強く要望しておられますので、お願いしたいというふうにお願ひします。

それと、このおじゃ浦の避難道路の整備でございますが、今避難道路をやるという説明はいただいたんですが、これについてももう少し詳細な説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） ただいま議員御質問の水産業費の中の目3 産地水産業強化支援事業費の部分でございます。その中で工事請負費の中の小金島漁港しゅんせつ工事、もちろんこれ私どもも小金島漁港のしゅんせつを中心に考えております。ただ、議員おっしゃられるとおり、数年前に行われましたしゅんせつにつきましても、その前に調査したときよりも航路が思うたより浅くなってしまっておって、船がもちろん大きかったのもありますが、土量、取る量が、採取量がもう予定数になってしまっていて中に入れなかったと。大きいのが原因でなくて、土の量が多過ぎて入ってしまった。小さい船だったら、もっと航路についてのしゅんせつ分については少なく済んだということも認識しておりますが、そういうことでありました。今回お願いしておりますこの件につきましても、前回入れなかったということで、国のほうの補助をいただきまして、ぜひとも小金島漁港のしゅんせつはやらなければならないということで進めております。ただ、まだ入札等も全然行っておりませんので、大きい船になるか小さい船になるか。大きい船のほうが効率がよくいけるという、たくさん取れるということもありますので、もう一度、今回の災害で那智川からの土量がまたかなり向こうに行っておるやもしれんということで、一たん調査はしておるんですが、再度航路、小金島漁港に入るまでの航路の調査を再度行いたいと、そのように思っております。その結果、ちっちゃい船で行くか大きい船で行くかを答えを出していきたいと思っております。

続きまして、おじゃ浦の避難道でございます。これにつきましては、数年前から環境省の補助をいただいて、遊歩道として整備させていただいておりましたが、数年前にがけ崩れ等危険

区域があるということで、近づかないようなということで、うちも通行を禁止しております。今回、東北の震災を受けて、漁民があそこですらいろいろ漁労活動を行っておるときの避難道として、あのあたりに逃げてくる道を整備ということで、現在の遊歩道を活用しながら避難道の整備を行っていきたいというものでございます。落ちそうで危ない部分については岩盤圧着等々も考えつつ、離せるところはそういう岩場から離しつつ、漁民がいそ場から陸地に逃げてこれるような避難道を整備したいと。もちろん、浦島の駐車場から現在の勝浦の橋までの1周できるような、どっちにでも、右にも左にも逃げれるような形を考えております。

○議長（森本昇夫君） 9番田中君。

○9番（田中 植君） 避難道については、平たく言やあ、遊歩道の整備ということですね。それで理解できるんですけど、どっかへまた避難道路をつけるのかなあというふうな感じだったんで、説明求めたわけなんです。

ほいで、しゅんせつについては、ぜひとも、量はたくさんということになれば、このぐらいの予算でいけるかどうかということにまたなってくるというふうに思うんで、漁民については港内をとにかくしゅんせつしてほしいというのが基本ですので、このあたりを中心にやっぱり考えていただいて、しゅんせつするしゅんせつ船の問題についても十分検討してやっていただきたい。前回の轍を踏まんように、ひとつお願いしたいというふうに思います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 議員おっしゃられるとおり、港内のしゅんせつが第一目的でございます。ただ、最近他の法律等の兼ね合いがございまして、港内のしゅんせつ物はもう産業廃棄物扱いになりまして、以前は海上投棄等できたんですが、出す量によっては非常な処理費がかかると。今回この量につきましては、隣の串本町の御協力を得て、動鳴気にこの量の分は責任持って置かさせていただけるということでこの安い金額になっておりますが、これが産業廃棄物扱いになりますと倍以上の料金になってしまうんで、今回この土量を中心に考えさせていただきますと思います。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 1点お尋ねします。

25ページの商工振興費の節19の空き店舗活用事業補助金の700万円ですけども、この金額はどんなものに充当できるのか。人件費ですとか、修正前でしたら店舗の改修ですとか、あとそれ以外に備品の購入だとかいろいろ考えられますけど、どのようなものには使えて、どのようなものには使えないとか、そういう決まりがあるのかないかと。仮に備品でしたら、店舗を運営してる間はいいいんですけど、もしその方がもう店舗やめられたら、その備品はどうなるのかとか、そういう疑問がいろいろ生じると思うんですけど、その辺ちょっとお聞かせをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 商工費の中の空き店舗活用事業補助金でございます。これにつき

ましては、補助金という形に振りかえさせていただきたいというお願いでございまして、中で使うのも今まで人件費等々じゃなくて、家賃、それとまた内装にかかわる費用、また内装の中でも設備、たてつけ家具というんでしょうか、そういうものについての補助を考えております。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 細かいことなんですけど、何点かちょっとお聞かせお願いいたします。

23ページの目の2の節18ですか、備品購入費、このパソコン一式というお話だったんですけど、その他パソコンでどのぐらいのものなんか、その他が何なんかというのを。林業振興費の中では消耗品費とかというのも需用費の中であるんで、それが1点と。

もう一点は、要望というんか、20ページの目2の児童措置費の中の備品購入費ですか、除細動器9台各保育所に買われるということなんですけど、日曜日は保育所お休みになるんで、もし設置できるようなところがあれば、屋外で日曜日でも使用できるようなところへ設置していただけたら、町民の皆さんが利用できるんじゃないかなあとと思って、その2点よろしく願います。

○議長（森本昇夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 林業振興費の中のパソコン等の部分でございます。ここにつきましても、林業振興のこのパソコンは普通のパソコンというよりも、GIS用パソコン購入、パソコンで23万9,000円、モバイルで14万円、GPSアンテナで1万円、プロッターで46万8,000円、計85万9,000円。そのような特殊な活用目的のためのパソコンという考え方で進めております。

○議長（森本昇夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） AEDの屋外設置ということでございますが、一応保育所の中へ機械は置くんなんですけども、一応表のほうへは表示をしていきたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第44号 平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第8、議案第44号平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第44号平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,591万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括。歳入、款4国庫支出金から款10繰入金までの歳入合計、補正額は116万1,000円でございます。

5ページをお願いします。

歳出は款1総務費から款10諸支出金まで、歳出合計の補正額は歳入と同額の116万1,000円で、補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国庫支出金で44万5,000円の減、一般財源で160万6,000円となっております。

次に、6ページをお願いします。

2歳入。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額30万1,000円の減額につきましては、歳出に係る後期高齢者支援金や納付金等の確定によりまして、説明欄記載の老人保健医療費拠出金を初めとした国庫負担金をそれぞれ増減補正させていただいております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額8万1,000円の減額につきましては、国庫負担金同様、歳出に係る後期高齢者支援金や納付金等の確定によりまして、説明欄記載の普通調整交付金を調整し、減額補正させていただいております。

款7県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金、補正額6万3,000円の減額につきましては、国の財政調整交付金同様、歳出に係る後期高齢者支援金あるいは納付金等の確定によりまして、説明欄記載の普通調整交付金の調整によりまして減額補正させていただいております。

7ページをお願いします。

款10繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金、補正額160万6,000円につき

ましては、平成22年度において返納金が生じておりまして、本年度中の支払いが必要とされる分を含め、今回の補正予算収支差額について一般会計より繰り入れするものでございます。

次に、8ページをお願いします。

3歳出。款1総務費、目1一般管理費、補正額62万円の減額につきましては、人事異動による人件費の補正でございます。

款2の保険給付費、目1一般被保険者療養給付費は、国、県の普通調整交付金の調整による財源内訳の変更でございます。

次の款3後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金、補正額54万8,000円。次の款4前期高齢者納付金、目1前期高齢者納付金、補正額2万1,000円。款5の老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金、補正額119万9,000円の減額。次の10ページをお願いします。款6の介護納付金、目1介護納付金、補正額26万1,000円の減額。これまでにつきましては、それぞれ支援金、納付金の確定、それと老人保健医療費拠出金の減額につきましては、対象医療費の減少により拠出金が発生しなかったことから全額減額補正させていただいたものでございます。

款10の諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、節23償還金利子及割引料、補正額61万5,000円につきましては、説明欄記載の国庫支出金返納金では、平成22年度精算に係る出産育児一時金補助金2万円、同じく平成22年度特定健康診査等補助金29万8,000円から当初分を差し引きまして、合わせて31万7,000円。県支出金返納金では、特定健康診査等の確定により29万8,000円、それぞれ平成22年度決算において返還金が生じたので、補正をお願いするものでございます。

目2の療養給付費交付金返納金、節23償還金利子及割引料、補正額205万7,000円につきましても、平成22年度決算において退職者医療費に返還金が生じたので、社会保険支払基金へ返還するものでございます。

なお、平成22年度決算におきまして生じている国の療養給付費等負担金の一般療養給付費負担金返納金につきましては、3月の東日本大震災によりまして当該地の書類の提出がおくれている関係から、いまだ国から算定に係る必要な調整率が示されておりませんので、実績通知がおくれている状況で、今後の補正をお願いすることになります。

11ページ以降の補正予算給与費明細書につきましては、説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第45号 平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第9、議案第45号平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 議案第45号平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ288万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,689万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入です。款3繰越金、目1繰越金288万9,000円の減額につきましては、人事異動に伴うものでございます。

7ページをお願いします。

歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費までは人事異動に伴う減額でございます。

款3公債費、項1公債費、目2利子、補正額51万1,000円につきましては、平成22年度起債償還利子の不足分の追加でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第46号 平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第10、議案第46号平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 議案第46号平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,032万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入です。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金173万6,000円の減額につきましては、人事異動に伴うものであります。

7ページをお願いします。

歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費までは人事異動に伴う減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第47号 平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本昇夫君） 日程第11、議案第47号平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第47号について御説明申し上げます。

議案第47号平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,055万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,188万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款3国庫支出金から款8繰越金までの補正で、歳入合計、補正前の額16億5,132万9,000円、補正額1,055万3,000円の増、計16億6,188万2,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費から款4諸支出金までの補正で、歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、補正額144万4,000円につきましては、介護予防給付費に係る22年度実績額確定による過年度分介護給付費負担金の追加分を受け入れものでございます。

款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、補正額359万5,000円につきましては、社会保険支払基金交付金の22年度給付実績額確定による過年度介護給付費負担金の追加交付金を受け入れるものでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、補正額123万2,000円につきましては、介護予防給付費に係る22年度実績額確定による過年度分介護給付費負担金の追加分を受け入れるものでございます。

7ページをお願いします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額減89万9,000円につきましては、節2その他一般会計繰入金で、人事異動及び超過勤務手当分、包括的支援事業費の前年

度給付費負担金の精算分の増減によるものでございます。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、補正額 518 万 1,000 円につきましては、前年度繰越金でございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 774 万 3,000 円の増につきましては、節 2 給料から節 4 共済費までは人事異動に伴う給与関係諸費等によるものでございます。節 25 積立金 670 万円につきましては、介護給付費準備基金積立金への 22 年度確定による追加積み立てでございます。

款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援等事業費、補正額 103 万 1,000 円の増でございますが、節 18 備品購入費で包括支援の調査用公用車 1 台の買い換えをお願いするものでございます。利用していた車両につきましては、平成 8 年式で 15 年が経過いたしまして、エンジントラブルが多く、7 月に廃車しております。

9 ページをお願いします。

款 4 諸支出金、項 2 諸費、目 1 国県支出金返納金及び目 2 支払基金交付金返納金、計 177 万 9,000 円のそれぞれ節 23 償還金利子及割引料につきましては、平成 22 年度の各負担金額の交付額確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第 47 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 12 議案第 48 号 平成 23 年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（森本昇夫君） 日程第 12、議案第 48 号平成 23 年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第 1

号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長(上地清昇君) 議案第48号平成23年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

第1条、平成23年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入です。第1款水道事業収益、既決予定額3億2,639万3,000円に補正予定額31万4,000円を補正し、計3億2,670万7,000円とするものです。

第3項特別利益、補正予定額31万4,000円を補正し、計31万4,000円とするものでございます。

支出です。第1款水道事業費用、既決予定額2億5,926万4,000円に補正予定額920万2,000円を補正し、計2億6,846万6,000円とするものです。

第1項営業費用、既決予定額2億2,213万4,000円に補正予定額920万2,000円を補正し、計2億3,133万6,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を(資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2,951万9,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額285万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,715万8,000円、当年度分損益勘定留保資金950万2,000円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款資本的収入、既決予定額5,540万円に補正予定額2万7,000円を補正し、計5,542万7,000円とするものです。

第3項固定資産売却代金、補正予定額2万7,000円を補正し、計2万7,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目(1)職員給与費、既決予定額4,843万5,000円に補正予定額920万2,000円を補正し、計5,763万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

収入です。款1水道事業収益、項3特別利益、目1固定資産売却益、補正予定額31万4,000円は、水道用地売却によるものです。関係資料として位置図等をつけております。市野々地区、二の瀬橋の少し那智山よりでございます。番地です。那智勝浦町大字市野々2811番地10。面積38平米、約11.4坪でございます。この土地は平成3年まで流量計を設置して、市

野々浄水場から浜ノ宮配水池への送水量を計測しておったところでございます。隣の方から駐車場として使用したく、売却してほしいとの依頼があり、今後水道用地として使用する予定がなく、売却するものでございます。

支出です。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費まで、既決予算額2億2,213万4,000円に補正予算額920万2,000円を補正し、計2億3,133万6,000円とするものです。これは職員の人事異動に伴うものでございます。

5ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入です。款1資本的収入、項3固定資産売却代金、目1固定資産売却代金、補正予算額2万7,000円は、水道用地売却に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） お尋ねします、1点だけ。

この水道用地売却ですが、これ31万4,000円。これを1坪あたしにすると2万7,500円ぐらいですね。2万7,500円。これは妥当な値段なんかどうか。うちにとってはですよ、この狭い土地なんざ何ですから、何坪かな、11.4坪で、狭い土地で使い道がないということもあろうかと思いますが、この方にとっては自分の家のそばの土地ですんで、価値としては十分あると思うんですけど、その点について、この2万7,500円が妥当かどうかということの一つお伺いしたいと。

○議長（森本昇夫君） 水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） お答えします。

この2万7,000円ですか、税務課の評価額に基づいております。また、その隣に水路としての公共用地がありまして、その分筆に要する費用が30万円かかっております。総合的に判断しまして、その売却の方と相談して設定させていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 市野々地内は随分安いですね。宇久井地内も今、市野々も宇久井もよう似た土地の価値だと思いますけどね、安くても5万円ぐらいと。安いとこですよ。広い土地で。そんな話なんですかね。2万7,500円、安いと思いますがね。分筆に30万円もかかるということですが、この分筆するに当たって、そのお金は町が負担するんですか。

○議長（森本昇夫君） 水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 分筆費用につきましては町が負担します。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この滝岡さんという方に31万4,000円で売却するために分筆すると。それに30万円かかるというんでありゃあ、町のお金として入ってくる金は1万4,000円ですね。それやったら、貸したほうがええんとちゃいますか。1台置けるんか2台、2台は置けるでしょ

うね。ここへ1台置かせて、置いてもうて、月2,000円なり3,000円で貸したほうが得なんっちゃいますか。10年たったら三十何万円ありますよ、3,000円で貸したら、36万円。どんなものでしょうかね。もう紛争の土地なんですか、ここは。何かいわくつきの土地なんですか。土地の履歴というのは難しい履歴があるんですか、ここの土地。ちょっとお伺いしたい。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

あそこは、その人が持っても畑にしている、あそこ、高さでいうたら人の丈ぐらいですかね、落ち込んでおるところで、あとうちの水道の減圧弁かな、の施設が殻だけ残っております。そういったのも向こうが撤去するというような感じでなってますので、その辺も考慮した中、この金額でもいたし方ないという結論になりました。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 私先ほどと、6番議員と同じところなんですけど、ちょうどこの土地というのはうちからずっと並びなんです。この評価価格が坪2万7,500円とお聞きしたんですけど、うちと同じ並びなので、そんなもんなのかと思うて驚いてるんですが、もうちょっとこれ詳しく税務課のほうで説明していただけないでしょうか。これ本当に2万7,500円の評価額しかないのでしょうか、ちょっとそこら辺をちょっと説明お願いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 土地の価格の価値っていうものですけども、私もその下のところで今度土石流で流された、埋まったとこの土地を持っておりました。そういった中で、市野々の町道筋のところで私は坪3万円で、向こうから求められたんですけども、売却しました。そういった中、下馬のあの地域で落ち込んでいる、用地としたら私はそれが一番ちょっと、私からしたら高い目ぐらいかなという。用地造成して駐車場にしたとしても11坪、家も建てられないような状態からすると、そういう実勢価格からいってもやはりそれぐらい。市野々団地でも今坪5万円ぐらい、造成されたところで5万円ぐらいの、住宅地でそれぐらいの今取引されております。そういった中で2万7,500円、税務のそういう課税対象金額からしてもやはりそれぐらいが、宅地並みのことからいくと、それが妥当じゃないかと、私はそういうふうに判断しました。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 固定資産税の土地の評価ということでございますので、税務課長として一言御説明させていただきます。

土地につきましては、その道に路線価というのをつけております。標準地230カ所ぐらいポイントを設けて、それからまた、それは不動産鑑定士に委託しております。それから、妥当な道にずうっと評価を並べていきまして、それはあくまでもその道に正方形に接するいい状態での価格でございます。それから、接している形状とか、正方形じゃなくて形が悪いとか、それから落ち込んでいるとか、そういうもので補正をいろいろかけていきますので、具体的なのは

またちょっと下へ行ってみないとわからないんですけども、そういう補正もありますので、いいところの宅地とかなり形状の悪い宅地ではかなり差が出てくるものでございます。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 水道課長上地君。

○水道課長（上地清昇君） 先ほどの私が評価額と言いましたが、固定資産取得価格が2万7,000円でございます。よろしく願いします。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時07分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第49号 財産の取得について

○議長（森本昇夫君） 日程第13、議案第49号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君） 議案第49号について説明させていただきます。

議案第49号財産の取得、消防ポンプ自動車、消防署用でございます。

次のページをお願いします。

入札執行調書でございます。入札は、平成23年7月28日、14時から勝浦コミュニティー消防

センターにおいて行いました。今回の防災対策事業である消防ポンプ自動車1台の取得につきましては、消防本部に配備するものであります。那智勝浦町内の建物火災等の災害現場で迅速な消防活動を行うことを目的とする高性能車で車種を選定したところ、日野、トヨタ、いすゞの3社でありました。近隣の取扱業者である表記載の4業者を指名し、指名競争入札の結果、日野自動車株式会社が第1回目で落札いたしました。財産取得消費税を加算いたしまして2,798万2,500円でありました。

なお、納期につきましては平成24年3月30日となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第50号 財産の取得について

○議長（森本昇夫君） 日程第14、議案第50号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君） 議案第50号について説明させていただきます。

議案第50号財産の取得、消防ポンプ自動車、消防団用でございます。

次のページをお願いします。

入札執行調書でございます。入札は、平成23年7月28日、14時から勝浦コミュニティー消防センターにおいて行いました。今回の防災対策事業である消防ポンプ自動車1台の取得につきまして、町消防団第7分団に配備するものであります。平成23年度ポスト新長期対応型で、経済性及び動力性に富み、排出ガス規制、自動車NOx・PM法等、環境に配慮した車種を選定したところ、日野、トヨタ、いすゞの3社でありました。近隣の取扱業者である表記載の4業

者を指名し、指名競争入札の結果、日野自動車株式会社が第1回目で落札いたしました。財産取得消費税を加算いたしまして1,449万円でありました。

なお、納期につきましては平成24年3月30日までとなっています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第51号 財産の処分について

○議長（森本昇夫君） 日程第15、議案第51号財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第51号について御説明申し上げます。

〔議案第51号朗読〕

この財産処分につきましては、平成17年6月29日に年金資金運用基金から取得した旧グリーンピア用地について、国土交通省が施工する国道42号、那智勝浦道路工事に必要な部分を売却するものです。この那智勝浦道路につきましては、新宮市三輪崎から那智勝浦町川関区間を、那智勝浦新宮道路として平成20年3月に開通いたしました。川関一市屋間の進捗状況でございますが、平成22年度より用地買収に入り、現在6割の契約が完了、本年度末まで用地、物件契約が完了の予定となっております。

今回の売却用地の場所及び面積につきましては、資料をつけさせていただいておりますので、資料に基づき説明をさせていただきます。

場所につきましては、カラーで地図を添付してございます。それと面積につきましては、もう一つの資料、土地売買に関する契約書案の抜粋に面積がございました。



まず、地図のほうをごらんいただきます。

2枚ございますが、一番上、まず地図の右にございます。この場所につきましては、与根河池と奥池の間を通過する予定になってございます。紫色につきましては、トンネル部分になってございます。その与根河池、奥池の地図の左にございます、これが市屋側になってございます。

それともう一枚の地図がございます。この与根河池、奥池については重複しますが、丸くなった部分、これが二河側になってございます。

面積につきましては、もう一つの資料、土地売買に関する契約書案の抜粋の一番裏側に面積が載ってございますので、ごらんいただきたいと思います。一番裏側に土地の表示というのがございます。大字市屋字出合の関係、上から3つが市屋側の売却部分です。この3つをトータルいたしますと7,843.50平方メートル。それと4つ目、5つ目、市屋の与根河の関係でございます。この2つが与根河池と奥池の部分になります。トータルいたしますと1万9,127.12平方メートル。それと下2つが二河側になります。トータルいたしますと7,572.04平方メートル。この3つを合わせますと合計で3万4,542.66平方メートルとなります。

この国土交通省に対します土地の売買価格につきましては、議案書にもございます5,422万2,579円となっておりますけれども、平成17年購入当時、厚生労働省、当時の年金資金運用基金であります。厚生労働省との10年間の特約売買契約中であります。そのために、基金から購入した金額、面積にして360万平米ございます。それを8,200万円で購入いたしておりますが、その単価に割り戻しまして、差額分の返還を厚生労働省から求められております。その返還額の予定でございまして、約2,500万円程度になる予定となっております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） もう少し詳しく説明願いたいと思います。

従来から、トンネル部分は土地の売買の対象にはならないということをお聞きしてありますが、この関係資料で緑色に塗ったところか、紫部分を除いた部分ですね、それが5,300万円ですか。その相当部分になるというような解釈でよろしいのでしょうか。そんなにあるんですかね、この面積が。まさか、このトンネル部分は入ってないと思うんですけど、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

この地図に色つきの黄緑色がございます。その周りに黄土色というんでしょうか、土色の点線がございます。この部分の購入価格ということになります。よろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森本昇夫君） 日程第16、議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第52号朗読〕

固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、現委員の濱口憲一氏の任期が平成23年9月18日をもって満了となります。同氏には、引き続き固定資産評価審査委員として選任いたしたくお願いするものでございます。今回御同意をいただければ、任期は本日から平成26年9月25日までの3カ年でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第53号 教育委員会委員の任命について

○議長（森本昇夫君） 日程第17、議案第53号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第53号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第53号朗読〕

土佐修平氏につきましては、平成19年10月6日から教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期は平成23年10月5日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。御同意いただけましたら、任期は平成23年10月6日から平成27年10月5日までの任期となります。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（森本昇夫君） 日程第18、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては法務大臣の委嘱であります。人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。

今回お願いいたしております木戸浩二氏につきましては、平成23年12月31日をもって任期満了となりますが、再び推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成24年1月1日から3カ年となります。

また、本町における人権擁護委員は6名の委員構成で御活躍いただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

事務局から答申（案）を配りますので、しばらくお待ちください。

お諮りします。

諮問第1号についてお手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件はお手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（森本昇夫君） 日程第19、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

[諮問第2号朗読]

諮問第1号と同じ説明でございますので、省略させていただきますが、今回お願いいたしております中村起士央氏につきましては、平成23年12月31日をもって任期満了となります下里140番地1、田崎忠代氏の後任として推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成24年1月1日から3カ年となります。

また、本町における人権擁護委員は6名の委員構成で御活躍いただいております。この人権擁護につきましては、主に人権相談、年3回から5回程度ございまして、啓発等にも御参加していただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

事務局から答申（案）を配りますので、しばらくお待ちください。

お諮りします。

諮問第2号についてお手元に配りました意見のとおり答申したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件はお手元にお配りいたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 陳情の取下げ

陳情受理番号23年1 下里保育所建設に当たり新たな津波対策を求むる陳情

○議長（森本昇夫君） 日程第20、陳情の取り下げ、陳情受理番号23年1 下里保育所建設に当たり新たな津波対策を求むる陳情を議題とします。

ただいま厚生常任委員会に付託されております陳情受理番号23年1 について、陳情者から陳情取り下げの申し出が議長あてに提出されましたので、局長から朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

〔陳情取下申出書（陳情受理番号23年1）朗読〕

○議長（森本昇夫君） お諮りします。

陳情者からの申し出のとおり、陳情受理番号23年1について取り下げを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、陳情者からの申し出のとおり、陳情受理番号23年1については取り下げを許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 請願、陳情の委員会付託について

○議長（森本昇夫君） 日程第21、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 陳情書2件ございます。

お配りしております陳情文書表のほうをごらんいただきたいと思います。

〔陳情受理番号23年2朗読〕

次のページに、提出者から提出されました意見書案を添付させていただいております。

2つ目の陳情ですけれども、別紙の平成23年第3回定例会陳情文書表をごらんいただきたいと思います。

〔陳情受理番号23年3朗読〕

次のページに、提出者から提出されました意見書案を添付させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） ただいま局長朗読のとおりです。

陳情文書表のとおり、陳情受理番号23年2及び23年3については総務常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時07分 散会